

議案第 75 号

調布市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 27 年 9 月 2 日

提出者 調布市長 長 友 貴 樹

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、非常勤職員に教育委員会委員を加えるとともに所要の改正を行うため、提案するものであります。

調布市条例第 号

調布市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

調布市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年調布市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条中第18号を第19号とし、第3号から第17号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 教育委員会委員

第3条第1項中「第17号までの」を「第18号までに掲げる」に改め、同条第2項中「第18号」を「第19号」に改める。

第5条第1項中「常勤の監査委員及び教育長」を「教育長及び常勤の監査委員」に改め、同条第2項第2号中「第6号から第11号までの」を「第7号から第12号までに掲げる」に改め、同項第3号中「第7号、第8号、第10号及び第11号の」を「第8号、第9号、第11号及び第12号に掲げる」に改める。

第6条第2項中「第18号」を「第19号」に改める。

別表識見を有する者のうちから選任された監査委員の項の次に次のように加える。

教育委員会委員	月	125,700
---------	---	---------

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年10月1日から施行する。

(調布市教育委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例の廃止)

2 調布市教育委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年調布市条例第20号)は、廃止する。

(調布市教育委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例の廃止に伴う経過措置)

3 この条例の施行の日前に教育委員会委員が従事した職務に係る報酬及び費用弁償の支払については、なお従前の例による。